

## 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の 算定データの充実について

- 1 平成22年度から実施している肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）においては、農林水産省統計部が「食肉流通統計」で公表している28食肉卸売市場の枝肉取引データから、肥育牛1頭当たりの平均粗収益を算定しているところです。
- 2 これに対し、地域の取引実態（相対取引等）を考慮した平均粗収益の算定を求める意見があることを踏まえ、本年4月から相対取引等による枝肉取引データの提供を依頼し、そのデータ利用について検討してきたところです。
- 3 その結果、肉専用種については、全国の約8割（28市場約5割＋相対取引等約3割）のデータを利用できる見込みとなりました。
- 4 このため、新マルキン事業において、肉専用種を対象に平成23年度から28食肉卸売市場のデータに加え、以下の13道県の相対取引等によるデータを利用することとしましたので、お知らせいたします。

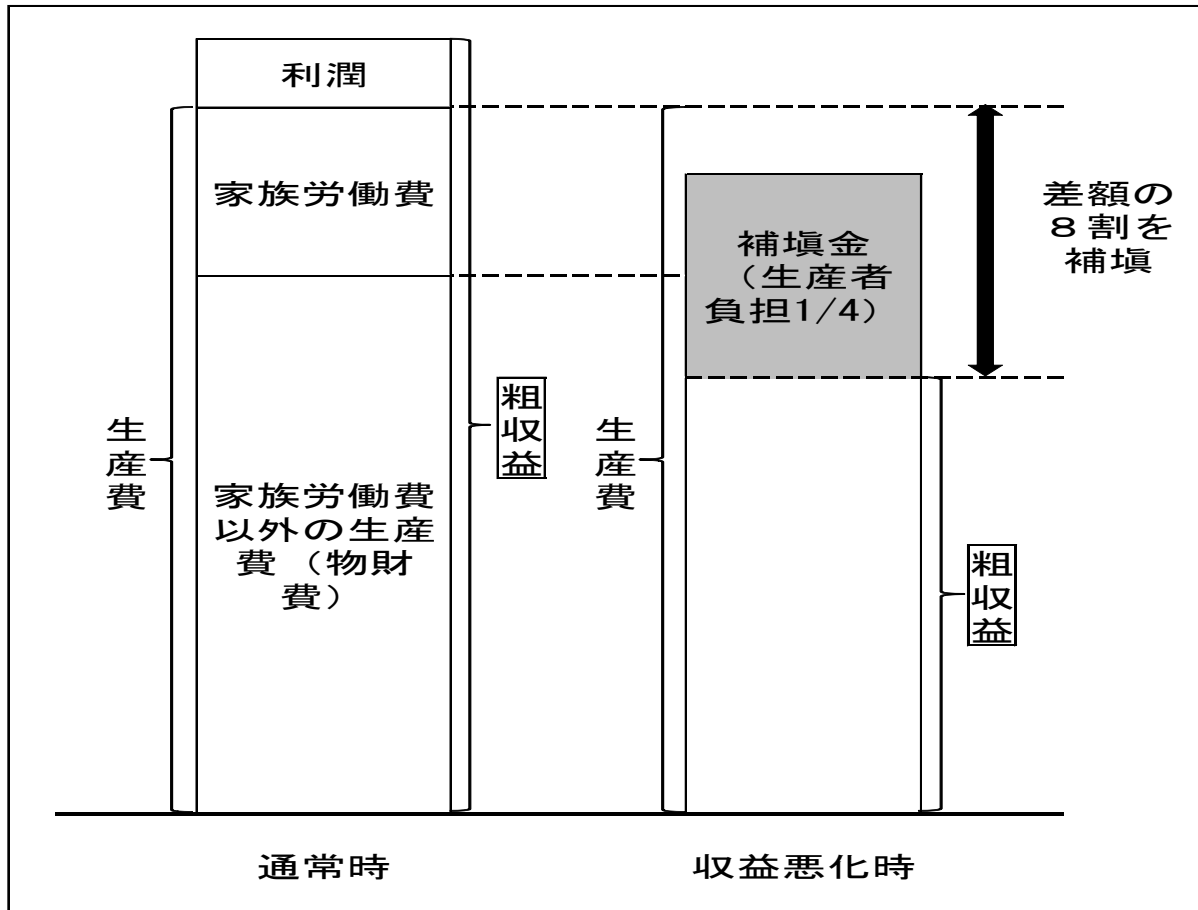
### ◎相対取引等の枝肉データ利用県

北海道（十勝枝肉市場）、岩手県、秋田県、山形県（米沢食肉市場等）、  
岐阜県、滋賀県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、  
鹿児島県、沖縄県

※ 交雑種及び乳用種については、データ数が少ないため、引き続き検討。

○ 新マルキン事業の仕組み

肉用牛肥育生産者に対して、肥育牛1頭当たり平均粗収益が平均生産費を下回った場合に、その差額の8割を補填する事業です。



連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課

担当：伊藤、藤島

電話：03-3583-8562